

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

奈良県公安委員会規則第4号

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則(昭和47年10月奈良県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(携帯の禁止)

第2条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)以外のものとする。

- (1) 警戒棒(その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)
- (2) 警戒じょう(その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)
- (3) 刺股
- (4) 非金属製の盾
- (5) 前4号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第3条及び第4条(見出しを含む。)中「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第5条を削る。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

警戒棒の制限

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2（第2条関係）

警戒じょうの制限

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に現に警備業法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第2条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第2条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。